

論文

浦上一番崩れにおける長崎奉行所の キリストン教書類収取をめぐって ——「耶穌教叢書」との関係と浦上村民の自己意識——

清水 有子

本稿は、いわゆる「耶穌教叢書」（別称「寛政没収教書」）の成立経緯の解明を試みるものであり、浦上一番崩れの際に長崎奉行所がキリストン教書類を収納した経緯とその背景を明らかにすることを目的としている。

浦上一番崩れに関しては、浦川和三郎、戸谷敏之、片岡弥吉、大橋幸泰各氏の研究を通して、基礎的な事実の解明がこれまでに進められてきている⁽¹⁾。

その概要を述べると、寛政2年（1790）7月17、18日両日、肥前国彼杵郡浦上村において、村民19名がキリストンの疑いで捕縛された。密告者は同村庄屋の高谷永左衛門とその一族であり、密告の発端は、高谷家が携わっていた同村山王社円福寺の88体石仏造立に対する喜捨呼びかけに対して、富裕層の19名が拒否したことにあると言われる。しかしながら一般村民は19名を全面的に擁護し、同年9月18日に出牢願書を長崎奉行所に提出。その際の対処が問題となったため、庄屋方も入牢のうえ取調べを受けるが、同年12月に19名を含めて全員出牢、永左衛門は庄屋免職（後任は永左衛門倅の藤九郎）の処分を受け、一旦落着した（以下これを第一次検挙とする）。

しかし寛政4年2月9日、先の19名出牢に協力した深堀安左衛門ら5

名がキリストンの疑いで再び入牢したのを発端に事件は再燃し、その後庄屋側の人間も含めて10数名の村民が同6年まで断続的に捕えられ、長崎奉行所の取調べを受けた（第二次検挙）。この間村民は両検挙が庄屋の「私欲」「強欲」に基づく謀略であると厳しく糾弾し、抵抗した。長崎奉行所は村民の墓石調査なども行っていたが、同8年における長崎奉行の最終判断は、「邪宗門」の決定的証拠は見つからなかった、というものであった。

このように一番崩れは多数の村民を巻き込んで、村方騒動の要素を含みつつ複雑な展開の様相を見せた。したがって関連史料も少なくない量が残されているが、その調査分析は進まず、事件の全容は解明されていない段階にある。

例えば、姉崎正治氏が一番崩れの過程で長崎奉行所が信徒から没収した教書類と推定し、紹介することで世に広く知られることになった「耶穌教叢書」（本稿では以下「叢書」とする）についても、いつどのような経緯で長崎奉行所に収納されるにいたったのか、不詳のままである⁽²⁾。

たしかに同書は冒頭に寛政年月日付の棄教証文を載せていること、また戸谷氏が指摘したように、証文署名者の庄五郎の名が一番崩れの調書に見出せることから、同崩れの過程で発生した文書を含むことは疑いがない⁽³⁾。しかしながら、キリストンの疑いを受けた村民が最後まで「知らぬ存ぜぬ」を通したと言われる同崩れの過程で、棄教証文が收取された背景や、棄教証文以外の教書類は本当に一番崩れの過程で没収されたものなのか、そもそも「没収」という表現は的確であるのか、などの諸点はなお未解決のままである。これらの問題は、浦上一番崩れの基本的性格や構造に関わり、重要である。そこで本稿では、高谷永左衛門が教書類の写本を提出した一件⁽⁴⁾と、棄教証文関係の諸史料を分析し、如上の問題解明に取り組むこととしたい。

ところで、浦上崩れ研究においては、三番崩れまで潜伏を貫きながら、四番崩れ時に信仰を表明するにいたった信徒の信仰態度の変化を、どのように解釈するかが問題となっている。この点について先行研究は、「シンクレティズム」化しキリストであるとの自覚すらなかったと考えられる潜伏信徒たちが、プロテスティヤンら宣教師らの登場と指導によって態度を変化させたと説明してきた⁽⁵⁾。これに対して近年大橋幸泰氏は、死を覚悟して信仰表明した信徒たちの自主性を重んじ、内在的な心の問題として見るべきで、彼らを取り巻く社会状況との関わりも含めた検討が必要だと指摘し、変化の原因については、四番崩れ時に高揚した信徒の「世直し願望」をあげている⁽⁶⁾。

筆者は大橋氏の指摘に共感を覚えるものの、信仰表明が「心の問題」である以上は、潜伏時に浦上信徒自身が自らの信仰をどのように受け止めていたのか、キリストであることの自覚があったのか否かをまず検証しておく必要があると考える。この点の解明は、幕藩権力が作成した調書に依拠せざるを得ないという史料上の制約もあり難しいのであるが、とりあえず本稿では「叢書」成立の経緯から明らかになった点を手掛かりに、浦上一番崩れにおける村民の自己意識について、考えられることを述べてみたい。

1. 提出写本と「耶蘇教叢書」の関係

本章では、浦上一番崩れの際、長崎奉行所に高谷永左衛門が提出したという教書類の写本に関連する史料を提示し、提出写本の特徴と「叢書」との関係、写本提出の経緯を明らかにする。

(1) 関連史料

【史料1】教書類の写本一件について関係者の証言

①寛政4年6月付、牛嶋正次右衛門証言（部分）⁽⁷⁾

一、前に申上候永左衛門、正蔵より写物被頼候儀文言等覚不申候得共、此儀は異宗の文言か紅毛言葉の様にて相分り不申候間、趣意存不申候、尤右写は御役所へ御注進にても申上候哉と奉存、早速写遣申候、

②（寛政5年カ）8月21日付、高谷正蔵証言（部分）⁽⁸⁾

一、書物の内茂助写と有之候に付、源左衛門所持の品と存候へども、弥茂助正筆に候哉、定て難申上候、右の次第も千左衛門より咄聞候を申上候儀に御座候、

③寛政5年9月8日付、千左衛門証言⁽⁹⁾

一、浦上筋へも参候て氣を付候様申付置候處、家野郷紺屋源左衛門より久三郎へ書付預け置候由政右衛門承出申候、

一、浦上村正蔵儀同村へ悪き宗旨有之候由にて手掛りは無之候哉と相頼候に付、右書付久三郎へ預け候を政右衛門よりかり受け申候、

一、右書付は正蔵へ見せ候上永左衛門写し申候、

一、右の趣私より村役人へ相咄候處、久三郎被捕預け成候内逃去申候、

一、書物は永左衛門写の上私へ相返候を、久三郎、政右衛門は源左衛門へ相返申候、

④寛政5年10月9日付、牛嶋正次右衛門証言（部分）⁽¹⁰⁾

一、永左衛門より相頼候に付、書物写遣申候、

一、私役場へ出懸り候砌、去年八月頃と覚夜中正蔵倅私方へ參り急に写取候もの有之候に付、写呉候様永左衛門より手紙を添申來、幸ひ同役左崎逸平參り居申候に付、同人へ右書物写取遣可

申候哉内談仕候、右は高松紋介へも頼来申候、同人は夜分出役留守に付、右逸平へ承合候処、自分にも被仰付候趣も有之候間、写取遣し候様申聞候に付、任其意写遣申候、……

一、右書物は百田紙に書写申候、

一、書物は筆にて写申候、真字にては無之、片かなにても無之、漸々よめ申候儀にてしかと相分不申、急に写呉候様永左衛門より頼候に付、差急ぎ写遣申候、……

一、右はかな書にて無御座候、

一、横帳も一冊御座候、百田帳の方は私写申候、

一、右横帳はかな書にて御座候、是は同役野田佐平次写申候、

一、切支丹の文面に御座候哉心付不申候、

一、かな書帳の方へは日本の文体には変り候文面も御座候、……

一、去年は吟味の節も何ぞ心付候儀は無之候哉の旨御尋御座候へども、各別心付候儀は無御座、しかし横帳の方は日本の文体とは変り居候段申上候、

一、其後右書物永左衛門取に参申候、

(5) (寛政5年カ) 10月9日付、高谷永左衛門証言(部分)⁽¹¹⁾

一、中野郷紺屋源左衛門怪敷書物を所持いたし候を千左衛門妹むこ政右衛門と申もの異宗の書を取出候を千左衛門江相渡、夫を千左衛門持参候節正蔵同参いたし罷越申候、其頃千左衛門申聞候は、内実は専信仰いたし候旨、千左衛門右書物は源左衛門の所持にて書物の内に茂助写之と有之、此茂助、源左衛門倅にて御座候、……

一、さんたまるやりうす杯と申怪敷儀書載有之書物有之旨申上候処、差出候様被申聞候付差上申候、

【史料2】寛政5年9月22日付、高谷永左衛門口上書（部分）⁽¹²⁾

去ル十九日私儀御白洲江被召出、大村領三重村千左衛門より怪敷書物受取之、右本紙早速 御奉行所江可差上処無其儀、右書物写取、本紙者差返候儀、役儀茂相勤候私儀右体之所不心付段不（一字不明）ニ被為思召上候旨被仰聞、奉恐入候儀、（中略）本書不差上殊更右写差上候儀朔月を過し候訣、左ニ奉申上候、

去ル戌年異宗一件御穩便ニ落着被仰付、難有儀二者奉存候得共、其未村内之風說承候処、異法信仰之儀一向不相止次第二繁茂仕候趣ニ付、同村正藏江私申聞候ハ、異法一件去冬落着被仰付候得共、今以執行ひ候由風說有之候得者、後々ニ至、又々御吟味可被仰付儀茂難計候間、証拠ニ相成候手掛リ等之儀有之候者承糺置吳候様申聞置候処、去ル亥八月頃、正藏儀大村領三重村千左衛門同道仕、私方江罷出、中野郷源左衛門所持之異法之書物手ニ入候ニ付、為見候段申聞候故、早速取揚可申之処、千左衛門申候者、右書物手ニ入候儀者同領同村政右衛門と申者、大村役方より異法探之間者申付有之、右政右衛門儀、則異宗之者ニ相成、十五年以来大村領之儀者不及申、御村方江茂入込、相探居申候処、漸一両年以来御村方異法執行ひ候者共茂、政右衛門儀茂、信仰之者ニ違ひ無之旨無疑心様ニ相成申候、右書物を写取候写、一両日之儀と申借り受候ニ付、私方江留置候而者、政右衛門間者と申儀、直ニ相顕、内密相探候儀茂は限ニ相成、第一私其他領之者ニ付、國之守江相聞江候而者、一命ニ拘り候段相歎候故、私儀茂懸案仕候者、此本書押而取揚候而茂、源左衛門方江引合茂不仕候而者、弥源左衛門所持之品と難相定、勿論右一件落着後ニ候得ハ、引合之儀容易ニ難相成、万一御威光を以御引合ニ相成候共、彼者共一命ニ拘り候一條ニ相心得罷在候儀ニ付、承伏仕間敷也、扱亦千左衛門儀者他領之者と申殊更自分源左衛門より直ニ受取候書物ニ茂無御座候得者、

旁以本書押而取上ヶ候而茂，其詮無御座やニ奉存，就中一応落着相済候後之儀ニ候得者，右書物取上之，私方より申立仕候而者，乍恐御裁許を戾候趣意ニ相当可申哉，彼是を存込候故，押而取揚茂不仕，千左衛門申聞候ニ任せ申候，尤私方ニ而写取可申候得共，他見多候間，正藏方ニ而写取置候様申聞差返申候処，同人儀茂他見を恐，猶亦急ニ写取候儀筆不叶ニ付，牛嶋正次右衛門方江差遣，同人方ニ而写取，本紙者千左衛門儀正次右衛門方江罷越，直ニ受取罷帰申候。

但其節右本書私共一見仕候処，一向何之意味書載と申儀難相分，紅毛弁様之文意ニ而，相分不申候，尤文意之内サンタマリヤ，テウス，キリストンなど、申儀書載有之候上者いつれ怪敷書物ニ相違無之儀と奉存候。

右写取候訳を御訴訟可申上覚悟ニ茂無御座，村方内実相探候節為引合ニ茂可相成哉，いつれ後日怪敷儀有之候節之用意而已ニ写取置候儀ニ御座候，然ル処，同年十二月初頃，永井筑前守様御在勤之節，目安方御掛りより私儀被召呼，去冬異法一件落着被仰付候得共，右異法執行ひ候儀者実事之趣ニ相聞江候，虚実之儀内密相糺，証拠ニ可相成儀有之候者可申上旨被仰聞候，懇昧之私風情容易ニ証跡取出候儀難相成奉存候，併全く邪法二者相違茂有之間敷哉，已ニ先般ケ様々之書物等写取置候段申上候処，其書物可差上旨被仰付候ニ付差上申候。

右之趣乍恐私儀心得違ニ茂相當可申哉ニ奉存候得共，前改之訳を以本書取揚不仕，猶亦写取置候旨趣茂御訴訟可申上之存寄ニ無御座，後日引合之用意ニ仕候迄之儀ニ御座候，然ル処，追而御尋之節前改之仕合を以差上候儀ニ御座候，勿論當時ニ而茂慥成証跡取出シ候者不奉顧恐，早速御訴訟可申上覚悟ニ而罷在候，此段乍恐私儀心得之次第以書付奉申上候，以上

丑九月廿二日

高谷永左衛門（判）

（要約）寛政5年9月19日、私は長崎奉行所に呼び出された。そのわけは、大村領三重村千左衛門から「怪しい書物」を受け取ったにもかかわらず、写しだけを取り、本紙を千左衛門に返却した理由を問い合わせたためであった。返却の理由は以下である。

去る寛政2年に異宗一件が落着した後も、村内の異宗信仰が次第に繁茂しているとの風説があったため、私は同村の高谷正蔵へ、再び取調べの命令があるかもしれないから、証拠になる手掛かりがあれば調べておくようにと言ひ聞かせておいた。寛政3年8月頃、正蔵が千左衛門とやって来て、中野郷源左衛門所持の「異法の書物」を入手したというので、没収を指示した。しかしその書物は、15年間異法の探しをしている大村領三重村政右衛門が、苦心して書物の写しを一両日の間だけといって源左衛門から借りたものなので、返却しなければ、政右衛門の正体が露顕してしまうという。千左衛門が直接源左衛門から受け取ったものでもないし、落着している一件をまた蒸し返すことにもなりかねない等々と私は考え、書物は没収せず、写しを取ることにした。私の庄屋宅では人目があるので、牛嶋正次右衛門に写しを取らせ、本紙は千左衛門が正次右衛門から直接受け取り帰った。書物を一見したところ、紅毛風の文意は理解できなかったが、「サンタマリア」、「デウス」、「キリシタン」などがあり、怪しいものに違いないとは思った。

写しを取ったことを訴訟するつもりはなく、ただ後日の用意のためであったが、寛政3年12月初め頃、長崎奉行永井直廉様の在勤時に目安掛から呼び出され、去る（寛政2年）冬に異法一件の落着を命じたけれども、異法の執り行いは事実であるようなので、虚実を内密に糾し、証拠になるものがあれば申告するようにとのことであったので、書物のことを話したところ、差上を命じられ

たのでそうした。

以上のように、書物は後日の参照のために写し取ったまでのことがあったが、後日の問い合わせ時に提出した。もちろん当時は、より確かな証拠があればすぐに訴訟する覚悟はあった。

(2) 教書写本の特徴

前節にあげた諸史料から、最初に書物の写本が作られ長崎奉行所への収納にいたるまでの複雑な過程を整理しておこう。原本の所持者は、浦上村中野郷の源左衛門である。大村領三重村の久三郎はその書物を預かっていたが、同村の者でキリストンの内偵をしていた政右衛門が入手し、政右衛門の義兄にあたる千左衛門を経由して、高谷正蔵、高谷永左衛門の手に渡った。永左衛門は書物の写本作成を牛嶋正次右衛門に依頼し、正次衛門は野田佐平次とともに書物を写し、原本は永左衛門を経由してもとのルートを辿り所持者に返却され、写本は永左衛門の手で長崎奉行所に収納された。寛政5年末には、写本作成に関わったこれらの関係者全員が奉行所の追及を受けている。

次に写された書物の特徴を整理しよう。【史料1】④の牛嶋正次右衛門証言によれば、教書は2冊存在し、うち1冊は正次右衛門自身が百田紙の帳面に写し取ったもので、楷書でも片仮名でもなく、ようやく読めるような乱筆の書であったとする。この書について彼は「キリストンの文面であるか気が付かなかった」とするが、実際には【史料1】⑤や【史料2】の証言にあるように、「サンタマリア」や「デウス」^{りょうす}の語を載せたキリストンの教書類であったことがわかる。正次右衛門の曖昧な返答は、自らにキリストンの疑いがかかるることを回避しようとしたからであろう。なぜなら【史料2】で永左衛門が本紙を提出しなかった点を奉行所から咎められており、高谷正蔵は推定寛政5年8月21日付の取調べで「久三郎、政右衛門、千左衛門當時不居合の方より取出候に付、私

所持いたし候儀に可有之旨御疑を請奉恐入候、私所持の品にては決て無御座候」⁽¹³⁾と述べている。このように、当該時期には奉行所が教書写本一件の関係者を教書の所蔵者と疑い、追及していた⁽¹⁵⁾。したがって、正次右衛門の「楷書でも片仮名でもなくようやく読めるような乱筆」との証言に関しても、文言通り受け取るわけにはいかない。むしろこうした曖昧な証言は、彼の写した書物がキリスト教関係のものであったことを示唆すると考える。

一方で、今一冊の、野田佐平次が写し取ったという（A）かな書で、（B）日本にはない文体があったという横帳に関しては、大方の事実を伝えたとみなしてよいと考える。また【史料1】②⑤では、教書に（C）「茂助写之」との文言が入っていたことがわかる。

よって上記の（A）～（C）を、提出教書写本の特徴としておこう。

（3）「耶蘇教叢書」との関係

既述の（A）～（C）の特徴は、「叢書」を一見した限り、（B）のみが該当している。（A）に関しては、「叢書」はすべて漢字および片仮名書きであるから当てはまらないし、（C）の「茂助」の名は見当たらない。すると「叢書」は、このとき長崎奉行所が入手した教書を含まないのだろうか。

考察を進める前に、まず「叢書」の由来を確認しておきたい。現在唯一我々が目にできるものは、東京大学総合図書館所蔵の、藤田季莊氏の手による写本である。この藤田本については、『日本キリスト教歴史大事典』で海老沢有道氏が、「村上本の転写本」であり、姉崎正治氏が「寛政没収教書」として紹介したものである、と解説している⁽¹⁵⁾。

「村上本」とは、明治29年（1896）に村上直次郎氏が長崎県庁に存在した「浦上の潜伏キリスト教関係文書中」の一部を写し取らせ、1冊に

まとめた写本のことである⁽¹⁶⁾。しかし現在は村上本も、長崎県庁にあった原本も行方不明となっている。

海老沢氏が藤田本を村上本の転写本とみなした根拠は、次の村上氏自身の叙述によると考えられる。

……私は（ラウレス著『キリストン文庫』所収の）イエズス会出版物の手稿作品の中に、藤田季莊所蔵写本とした「耶蘇教叢書」を見つけて驚いた。それは私が1896年10月に長崎に短期滞在しており、県庁文書室で写した一群の手稿本で、一冊に綴じたものに私が付した名であり、両写本の間に相違はない。藤田氏が明治末年に私のところに写本を借りに来たことは覚えているが、姉崎博士の『切支丹宗門の迫害と潜伏』に（「叢書」中にあるキリストン時代教会の）暦が出されていることは、知らなかった。転写の過程での、写し手によるいくつかの誤りを正すことができたので、ここにあえてポルトガル語の原本と信じるものを使って、以下に（暦の）テキストを提示するものである。……⁽¹⁷⁾

上記のうち、両写本の間に転写過程での「いくつかの誤り」以外に相違は見られないとする指摘に関しては、問題がある。というのも「叢書」中にあるキリストン版『おらしよの翻訳』を取り上げた1968年の柳谷武夫氏の論考の中に、藤田本は村上本にある扉のラテン語標題及び出版に関する文句を全く写していない、村上本ではキリストン時代の出版物と同じく平仮名を使っているのに、藤田本は全部片仮名を使っている、との指摘があるからである⁽¹⁸⁾。柳谷氏は村上本の写し等を所持していたようであり、「12葉紙197枚に墨で写したもの」「全体を通した丁附はない」と説明し、藤田本については「12行葉紙196枚に墨で写されたものであるが、現在は上下に分冊されて」と記している。なお、

藤田本に丁附は付されている。

すると、藤田本は村上本の忠実な転写本といえない。村上本とは別の原本を見て写し取ったか、あるいは村上本を書写する過程で、何らかの方針にもとづき、文体等を改変したものと考えなければならない。しかし藤田氏は村上本を借りているし、村上氏が付したという書名もそのまま写したのであるから、後者の可能性が高いといえるのではないだろうか。

なお藤田本中の「仏法之次第」を検討した海老沢有道氏は、「藤田異写本」(以下「異写本」)のコピーをかつて所持していたという、注目すべき文章を1985年に記している。両者は「極めて類似した筆跡で、12行罫紙に、原則的に20字詰で墨書きされている」が、文章のところどころに違いが見られる。また「異写本」には丁付がない。そして内容を比較検討すると、藤田本は「異写本」の誤字などを訂正した淨書本であり、「異写本」は原本の忠実な転写本であるとの結論が得られる、ただしこの「異写本」は、1985年現在行方不明である、とした⁽¹⁹⁾。

このように海老沢氏は入手コピーを「異写本」としたが、先の柳谷氏の指摘を踏まえれば、それは村上本か、藤田氏自身が村上本を忠実に転写したものであったということになり、やはり現存する藤田本は、村上本の淨書本であったと考えられる。

なお上記海老沢氏の引用文から、「異写本」の「仏法之次第」本文は片仮名であったことが判明する。村上氏自身が誌上に公表した「叢書」中の「ドミニカの抜書」翻刻文も片仮名が使用されているが、例えばその村上テキストにある「處」を「処」と記している藤田本とは、若干の相違点が見られる⁽²⁰⁾。

以上をまとめると、失われた村上本の一部は平仮名、一部は片仮名であり、原本に忠実な写本であったが、現存する藤田氏の写本は平仮名を片仮名に書き換えて統一感を持たせており、歴史史料としての厳密さよ

りも、書物としての統一感や完成度を優先して村上本を浄書したものとみなされる。つまりもともと「叢書」は、(A) の特徴を備えていたことが判明する。

(C) 「茂助」に関しては、「叢書」13丁表中に「天明七末年正月十四日ニ写之、ト見イス幾助」^(マ)の書写情報がある点に注目したい。「茂助」を誤写して「幾助」になった可能性はないだろうか。あるいは村上氏が長崎県庁で写しを作成した段階で、「茂助」の名入りの写本のみが失われていた可能性も否定できない。したがって (C) が「叢書」に欠けている点については、提出写本との関係を否定する決定的な材料にはならないと考える⁽²¹⁾。

以上の考察から現段階では、浦上一番崩れで高谷永左衛門が長崎奉行所に提出した教書類写本が明治期に村上氏によってさらに写され、「叢書」中にまとめられた可能性が成立する点を指摘しておこう。

(4) 教書類写本収納の背景

長崎奉行所が教書類の写本を高谷永左衛門から入手した直接の契機は、前掲【史料2】に明らかなどおり、寛政3年12月末に浦上村の宗門調査を再開し、永左衛門に証拠の提出を求めたからであった。

第一次検挙を落着させたにもかかわらず長崎奉行所が調査を再開した理由としては第1に、当該時期の2人の長崎奉行—第一次検挙を落着させた水野忠通と、永左衛門を呼び出し証拠提出を命じた永井直廉⁽²²⁾の間に、異宗問題に対する方針の違いがあったことが考えられる⁽²²⁾。両者は交代で長崎に赴任していたから、浦上村の「異法の執り行いは事実であるよう」だ(史料2)と判断していた永井が水野の裁決に疑問を持ち、在崎中に調査を再開したのではないだろうか。

寛政4年6月付、牛嶋正次右衛門の証言⁽²³⁾には、「右(教書写本の)発たんは永井様初御在勤中七月末松本要左衛門内意申付候趣意有之、浦

上村辺々の儀少々さぐり候儀も御座候」とあり、寛政2年7月の第一次検挙が始まった頃既に、永井は浦上村周辺の内偵を命じていたことが知られる。そして第一次検挙時の取調べ書には、村内で宗門を勧めた人物や、キリストンであることを自訴した人物の情報が記されていた⁽²⁴⁾。このような情報が奉行所内に蓄積されていたことを考えると、そもそも宗門問題に関心を寄せていた永井が調査を再開するのは、時間の問題であったといえるだろう。

しかし一方で教書類は永井の命令以前に、永左衛門が自主的に着手した内偵探索で入手していたものであった。【史料2】で永左衛門は、第一次検挙後に村内の宗門が次第に繁茂しているとの「風説」を聞き、奉行所の吟味が再開するかもしれないと判断して、その準備のために証拠集めを始め、教書を入手したと説明している。

これに似た永左衛門の行動は、第一次検挙で村民19人を訴えた際にも見ることができる。高谷十蔵の寛政2年9月18日付証言によれば、「七月五、六日頃、慶蔵、庄蔵、久米蔵、庄八、善八参り、私宅をかり度旨申聞候付かし申候、然処村中風聞悪敷事有之付、御上に相知候ては村方も張縄に付、御穿鑿いたし候様、慶蔵より其外の者へ被申聞候相談にて御座候」⁽²⁵⁾と述べ、第一次検挙直前の同年7月5、6日頃、高谷一族の慶蔵から他の者へ、村内の悪い「風聞」が「お上」に知られれば村役人にも取調べが及ぶので、宗門状況を調べるよう相談があったとする。永左衛門自身は同年10月26日牢問で、「当六月庄蔵⁽²⁶⁾方に罷出、色々の物語の末、肥前領脇津におゐて異宗信仰いたし候もの有之候、被召捕候風聞の咄等いたし候末、村内杯へはその風聞等は無之哉と相尋候処、村内にも飯初穂を乞飯にくれ、又は髪毛杯火にくへ又葬送いたし候節は白の手拭なとかふせ遣候様の儀風聞有之候趣申聞候故、夫は不惶事故何そ証拠に成候義無之哉と相尋候処」⁽²⁷⁾、つまり6月に正蔵に会ったところ肥前領の脇津で「異宗」信仰者が捕縛されたとの話題に及び、村内にその

風聞等はないのだろうかと尋ねたところ、村内には「飯初穂」を乞食に与え、又は毛髪を火にくべ、葬送の際には白い手拭をかぶせる者がいるなどの「風聞」を知った。それは恐れを知らない行為なので何か証拠はないのかと尋ねたところ、事情を知っている久米蔵や庄八に話を聞くことになった、と述べている。

つまり庄屋永左衛門にとって村内宗門状況の探索、把握、摘発は、意に沿わない村民の排除とはまた別に、「悪い風聞」—村内にキリストン（「異宗」とあるが、キリストンを念頭においていると解される）がいるという一が招くであろう村の危機的状況に、村役人として先手を打つ「事前策」の意味合いがあったということになる。キリストンの密告を奨励し、外より発覚した場合には所属共同体に連帯責任ありとした当該時期の幕府法制⁽²⁸⁾を想起するならば、永左衛門の摘発行為には、意に沿わない特定の村民を排除することとともに、キリストン禁制から自己の立場を守る、ふたつの意図があったと考えられる。

2. 棄教証文入手の背景

（1）棄教証文と家野郷庄五郎について

まず、「耶蘇教叢書」冒頭に収載されている、棄教証文の全文を確認しておこう。

【史料3】「耶蘇宗門転書物之事」⁽²⁹⁾

一、私共儀昔年切支丹ニ而御座候得共、切支丹之教承候○魔法之教ニ而御座候、第一後生之取成、伴天連○背候者ニエスコムニアソヲ掛、此世ニテハ万○ノ参会ヲ戒、来世ニ而ハインヘルノヘ堕可申トオドシ、○犯シタル程ノ科ヲ伴天連エ懲悔仕、其免シ不蒙シテ後生ヲタスカル事ナキト教、万民伴天連ヲ用○仕候

事，皆以他ノ国ヲ取謀ニ而御座候通承○転ヒ銘々ノ上ニ記之候
宗旨ニ相改申候，就夫

御奉行様工書物ヲ差上以来立返り，又ハ切支丹宗旨ノ望　申間
敷候，此旨少茂相違御座候ハゞ（一字欠字）ウス伴天連ヒ〇ス
ヒリツサントヲ始奉り，サンタマリヤモロ～ヘヤトノ御罰ヲ
蒙リ，テウスノカラサ絶果シ〇テ～タノモシヲ失ヒ，後悔ノ
一念モキリス〇ノ嘲卜被成，終ニ頓死仕，インヘルノ、苦患ニ
責〇カフ事御座有間敷候，仍而切支丹宗旨ノシユウメ〇御座候
事，

日本御掲起請文前書

一，私共毛頭切支丹之儀心底ニ不奉存候，尤転ヒ申候段　若偽申
上候欵又者以来聊ニ而茂邪宗法ノ儀於存出

（別紙熊野護王ハリ紙）

梵天帝釈四大天王總而日本國中六拾余州大小之神祇別而伊豆
箱根両所權現三島大明神八幡大菩薩天満大自在天神殊當所氏神
諫訪大明神部類眷屬神罰冥罰各々可罷蒙也，仍而起請文如件，

浦上村一里家野郷

寛政五年四月廿六日

浄土宗　庄五郎

（別紙貼紙）

山本物右衛門殿

左崎逸平殿

文面の趣旨は，署名者の庄五郎が，昔年「切支丹」であったが，その
教えは「魔法」であり他国をとろうとする「伴天連」の謀略であるため
「転び」すなわち棄教し，浄土宗に改宗するため長崎奉行に「書物」を
差し上げ，再びキリストンに立ち帰らないことをキリスト教の神と日本
の神々に誓う，というものである。いわゆる日本誓詞と南蛮誓詞をセッ

【表1】家野郷庄五郎の起請文提出後の動向

| 年月日（西暦） | 庄五郎の動向 | 出典 |
|-----------|---------------|-----------------------------|
| 寛政5年4月26日 | 左崎逸平宅で起請文に血判 | 「耶蘇教叢書」 |
| 10月14日 | 浦上村へ村預処分 | 「切支丹史料」 ⁽³³⁾ |
| 寛政6年2月23日 | 長崎奉行所の取調べを受ける | 「久五郎ら口書（抄）」 ⁽³⁴⁾ |
| 9月23日 | 「月代挾（鍼）」願い | 「切支丹史料」 ⁽³⁵⁾ |
| 寛政7年2月19日 | 「月代挾（鍼）」願い | 「切支丹史料」 ⁽³⁶⁾ |
| 3月晦日 | 延命寺へ祈祷加持を依頼 | 「切支丹史料」 ⁽³⁷⁾ |
| 9月7日 | 「月代挾（鍼）」願い | 「切支丹史料」 ⁽³⁸⁾ |
| 9月25日 | 村預の解除、他参留め | 「市兵衛ら御仕置伺」 ⁽³⁹⁾ |

トにした棄教証文とみなすことができる⁽³⁰⁾。この証文は、名宛人の左崎逸平が「先年浦上村辺ニ有之候書付之振合と申秘伝之証文之形を見合、書付取候」ものであったが⁽³¹⁾、キリストン用語が正確に使用されていることから、実際にキリストン時代に使用されたものと見られる。長崎奉行所では取締りの参考となるため、「叢書」中の他の教書類と共にこれを保管したのであろう。

ところで戸谷敏之氏は、浦上一番崩れの関連史料である「異宗徒取調帳」に庄五郎の名が見えると指摘したが⁽³²⁾、その他の史料も参照して証文提出後の彼の動向を整理すると、【表1】のようになる。

庄五郎の受洗は寛政元年の頃、大村領においてであったが（後掲【史料4】）、その4年後には浦上で起請文を提出して棄教を表明した。しかしその後は長崎奉行所の取調べのため村預となり、監視下におかれていたこと、それでも奉行所の疑いはなかなか晴れなかつたようであり、寛政7年3月、延命寺に「生替」の加持祈祷を依頼し再び棄教を証明したが、村預を解除されたのはその半年後であったこと等が表から判明する。

ここで寛政4年以降の長崎奉行を確認しておくと、同年閏2月6日に永井が死去し、閏2月25日に水野が家臣の収賄問題で閉門処分。同年3月1日に永井の娘婿である平賀貞愛^{さだえ}が長崎奉行に任命され、平賀の1人体制となった。寛政5年2月24日付には高尾信福^{のぶとき}が日光奉行から長崎奉行に転任し、もとの2人体制に戻り、この2人によって庄五郎ら関係者の取調べが行われたこととなる⁽⁴⁰⁾。なお平賀と、寛政7年2月5日高尾の普請奉行転任と同日付で奉行に就任した中川忠英^{ただてる}が連署して、寛政8年付最終報告書—「邪宗門」の決定的な証拠は見つからなかったとする—⁽⁴¹⁾が作成されるにいたる。

要するに第二次検挙以降長崎奉行の顔ぶれは変わったが、死去した永井の遺志が引き継がれるかたちで調査探索は長期間にわたり、かつ慎重に執り行われていて、庄五郎の棄教証文はその過程で採取されたこととなる。

(2) 棄教証文提出の事情

庄五郎の一件で問題となるのは、冒頭でも述べたようになぜ彼が棄教証文を提出するにいたったのかという点である。そこでまず庄五郎の棄教証文提出に関わる史料を提示し、参考となる点を確認しておきたい。

【史料4】 寛政8年付、家野郷庄五郎の仕置伺（部分）⁽⁴²⁾

庄五郎

辰三十八歳

右の者吟味仕候処、生所肥前国高木菊次郎御代官所浦上村家野郷にて綿商売いたし独身罷在候、然処七年程以前大村信濃守領分三重村住居いたし候節、月日不覚同所久三郎と申者、（中略、久三郎を捜索したところ既に死去している旨の朱書）

宜宗旨有之に付立入候様相勤、茶碗に水を入持参唱事いたし庄

五郎額え懸け右唱事は一向相分不申，朝暮にはコンチイサン又はアベマルヤと申儀を唱候得は，末々宜事有之由其外唱事も習候へ共，年経候故覚不申不宜儀と心付候間其儘致置候，然処去る丑四月頃と覺，同村中野郷七太郎と出合候処，不宜宗旨を習候風聞有之候間改宗致候様申聞，其頃庄五郎濕病相煩候付，船番左崎逸平方江療治に参候処，七太郎も罷越，逸平より宗旨の儀彼是相尋候付，久三郎より習候趣委細相咄候処，改宗いたし証文差出候様，逸平，七太郎俱々申聞候故，宜取計呉候様相頼候得は，証文認読聞候間，血判致し逸平江相渡，右書面の趣は一向不覺由申之候に付，右証文不覺上は実は今以信仰いたし候儀可有之旨再応吟味仕候処，怪敷心付候後は決て信仰不致旨申之候に付，先年大村信濃守領分三重村にて同所久三郎より疑敷宗旨躰被勧不宜儀と心付打捨置，此節乍内々役方の者宅にて誓詞いたし心底相改候段は相違も有之間敷候得共，久三郎より勧に逢候節早速所役人江可申立処無其儀，役方の者より相尋候迄其儘差置候儀は信仰不致との申口難取用，不埒の旨吟味請無申披誤入候旨申立候，

(要約) 庄五郎は寛政元年頃、大村領三重村に居住のおり、同所の久三郎からよい宗旨があるからと勧められ、茶碗の水を額にかけられ、朝暮に「コンチイサン」「アベマルヤ」と唱えれば末々に良いことがあると習った。その時はよくないことだと思ったが、そのままにしておいた。しかし同5年4月頃、浦上村中野郷の七太郎から、良くない宗旨を習ったという「風聞」があるので改宗せよと言われ、その頃持病の治療に通っていた船番の左崎逸平宅へ行ったが、そこで改宗する証文を差し出すよう逸平と七太郎に言わされたので、取り計らいを頼んだところ、証文を認め、読み聞かされたので、血判して逸平に渡した。久三郎から勧誘があった時点で申告をせず、役方から指摘するまで放置していた点は誤りで

あつた。

以上から庄五郎は、入信の「風聞」をキャッチした浦上村中野郷の七太郎の棄教勧告をうけて、船番（長崎奉行所警固役人）の左崎逸平宅で起請文に血判するにいたったことがわかる。

七太郎は寛政2年7月の第一次検挙で、村民19人にまつわる「風聞」の最終確認を行った人物である⁽⁴³⁾。彼自身も第一次検挙で取調べを受けたが、「私義八ヶ年ほど以前旅僧に被勧、吉事宗壱ヶ年ほと信仰仕候得共、よろしき事も無御座打捨申候」「右宗門村方七合ほとは信仰仕候」⁽⁴⁴⁾と述べ、棄教者であることを表明して、村内の宗門状況を暴露した。また彼は寛政4年2月の第二次検挙で捕縛されたが、取調べにおいて他の被検挙者が否定するなか、彼らがキリストンであることを証言し、さらには同村の市兵衛ら5人もまたキリストンであることを密告した。そのためであろう、同4年7月2日には出牢し、村預となっている⁽⁴⁵⁾。また七太郎は庄屋高谷家と「同家」であり、酒屋を営んでいたが、一族に「大借銀」のある「潰之身分」であり、妻子を養われている関係から高谷家の手足となって働く立場にあった⁽⁴⁶⁾。そして庄五郎自身は庄屋側と対立していた第二次被検挙者である深堀安左衛門の「家内帳面ニ附居候者」であったから⁽⁴⁷⁾、七太郎に目をつけられ、棄教勧告を受けたと考えることができる。

次に左崎逸平について検討すると彼は長崎奉行所の役人ではあるが、七太郎との関係からすると、庄屋側の人間であったと見てよいであろう。その左崎の「仕置伺」⁽⁴⁸⁾を見ると、「去る子十一月二十七日御役所目安排より呼出、浦上村異宗一件大村信濃守領分にも引合の者有之候へ共、吟味の末相分候間、尚又手懸り等の儀は無之哉、同村の庄屋永左衛門に可承合旨申渡候」「異宗の儀に付若怪敷儀等承出候は、為知呉候様、兼て同村中野郷七太郎江頬置候」「丑四月家野郷庄五郎先年大村信濃守

領分三重村久三郎より異宗軀の義習候由承候て早速可申立処、無其儀、逸平手限にて、改宗の誓詞為致」とあり、寛政4年11月27日に、役所の目安排から宗門の手懸りとなるものがないか庄屋に問い合わせるよう指示があったため、左崎逸平は探索の協力を七太郎に求めていたこと、ところが左崎は庄五郎の件をすぐに役所に報告せず、棄教証文を自分の「手限」の処置として作成したことがわかる。ではこの証文の作成は、何のためであったのか。

左崎の別の調書⁽⁴⁹⁾を見ると、庄五郎を取り調べた際「同（浦上）村内ニ如何之仏も有之候ニ付、見出し可為知旨申候間、右之趣御役所御用人大蔵半右衛門殿迄内々申出置候、村方一通り相糺候方ニも可有之哉勘弁之上可為相知旨、御同人被申聞、其何ん何之御沙汰も無之候」「去冬御役所目安方御懸りより浦上村之儀沙汰有之候ニ付、慥成証拠取出候様庄屋へ申達置候、異佛有先ハ庄五郎存居候と申候得共、私儀ハ見届不申候」とあり、庄五郎から異仏が村内にあるとの情報を得たので、役人の大蔵半右衛門に通達したがその後何の沙汰もなかったこと、去る冬に役所からたしかな証拠を出せと庄屋に命令があり、庄五郎は異仏の所在を知っていると言ったが、自分は見届けなかったとする。つまり左崎は、役所の証拠提出命令に応じて、庄五郎から引き出した村内「異仏」の情報を提供しようとしたが、その際に密告者となる庄五郎がもはやキリストンではないということを示し、役所の余分な追及を避けるために、棄教証文を準備していたと考えることができる。

以上、庄五郎の棄教証文が、寛政4年11月の役所による証拠提出命令に対する情報提供へのいわば見返りとして、庄屋側で作成された経緯を見てきた。上記役所の命令については、同年10月4日に家野郷の甚七、中野郷の三平と金太郎が入牢していたから⁽⁵⁰⁾、役所関係者が彼らの取調べを通して、浦上村の宗門状況に関する何らかの新たな情報を把握したことが背景にあるのだろう。

(3) 幸右衛門の改宗証文

ここでは「叢書」と直接関係はないが、庄五郎と同郷の幸右衛門が同時期に改宗証文を作成した一件を取り上げておこう。

【史料5】幸右衛門仕置伺（部分）⁽⁵¹⁾

幸右衛門

辰五十六歳

右の者吟味仕候処、生所肥前国高木菊次郎御代官所浦上村家野郷百姓にて郷乙名相勤、家内二人暮罷在候、然処去戌年村方異宗吟味落着の後、又候村方の者共并幸右衛門も如何の宗旨致信仰候風聞有之に付、去る子十一月頃幸右衛門女房の弟、同村中野郷七太郎江右の趣幸右衛門より相談候処、左様の風聞有之候ては不宜候間、庄屋方江申出、証文にても差出置候様申聞候に付、七太郎一同庄屋藤九郎方江参り風聞の趣申達候、藤九郎親永左衛門も罷在、右躰の儀有之候ては不相済候間、一札差出候様申聞候処、幸右衛門無筆に付、彼方にて証文認読聞、神々の名を書載候書面江血判仕候旨申之候付、庄屋方にて尋候節、先年家野郷由兵衛より被勧宗入致し、其後心底相改候趣申立候、付改宗の誓詞文相認血判為致候由、永左衛門申立候上は、実は一旦如何敷宗旨に入候儀にて改宗の儀永左衛門迄申立候儀に可有之旨再応吟味仕候処、左様の儀永左衛門へ申聞候儀無之、前書の通り風聞に合候儀を申達候処、永左衛門方にて改宗の誓詞に認為読聞候儀に御座候哉、文言等は確と相弁不申候得共、何れ風聞に逢候趣後々吟味等に罷成候節申証相立度心底にて誓詞仕候得共、宜儀とのみ相心得罷在候儀にて、右由兵衛を知る人とて無之候付、被勧候儀は勿論致信仰候儀も無之旨申立候得共、既に誓詞文に十年以前由兵衛より異法勧に逢宗入いたし、向後心底改破宗致候趣認有之、庄屋読聞候を

承り血判いたし候上は、無筆とは申ながら文言不相弁儀は有之間敷処、改宗の証文と不存旨の儀は今更の申訟難取用、一旦立入候儀と相聞不埒の旨吟味請無申披誤入候旨申立候、

(要約) 幸右衛門は寛政4年11月頃（永左衛門仕置伺いによれば11月7日）⁽⁵²⁾、村内で自分がいかがわしい宗門を信仰しているとの風聞が立ったことについて、女房の弟である七太郎に相談し、七太郎の勧めで庄屋親子立合いのもと、改心の証文に血判した。ところがその後は証言を翻し、庄屋へは自分に関する風聞を伝えたまでであり、起請文の文言などはよくわからなかったが、後々有利になるだろうと思って誓詞をした、由兵衛を知っている人もなく、勧誘や信仰の事実はなかったなどと述べた。しかし証文が残っている以上、無筆とはいえ今更の申し訟は立たない。本人も申し開きができず誤りを認めた。

この史料では、寛政4年11月頃に浦上村でいかがわしい宗門に関する「風聞」が立っていること、また庄屋親子が、七太郎の義理の兄である幸右衛門の、いわば「身内」の改宗証文を作製させた点が重要である。

浦上村内では同4年10月に甚七らが検挙された後、次の入牢者は誰かという緊張感に包まれたであろう。その時点で自らの「風聞」を耳にした幸右衛門は、かつて検挙されたにもかかわらず無事に出牢した身内の七太郎に相談をもちかけ、救済を依頼したと考えられる。

一方幸右衛門の改宗証文作成に立ち会った永左衛門は、「幸右衛門前方異宗被勧候由去る子年申出候節も不申立手限に改宗の誓詞為致」⁽⁵³⁾と、幸右衛門の起請文を「手限」に処置し、役所に指摘されるまで提出しなかったと述べている。すなわち彼が幸右衛門に誓詞血判させた意味もまた、「風聞」により来るべき摘発に備えた予防的措置にあつ

たと考えられる。

本稿では紙枚の関係で取り上げることができないが、浦上一番崩れではこのほかに、過去に「異宗」を勧進されたもの、「天下一統之御法度」に背いたことを悔やみ、神文のみから成る起請文を提出した次平（天明3年〔1783〕3月3日付）、吉兵衛（寛政4年2月2日付）、勝五郎（天明3年11月25日付）がいる^{〔54〕}。彼らの起請もまた、キリストン禁制を前提とした自己防衛策と考えることができよう。

おわりに

本稿では以下の点を明らかにした。

第一に、浦上一番崩れ時に高谷永左衛門が長崎奉行所に提出した写本と「耶蘇教叢書」所収教書の間に共通する特徴点を指摘した。「茂助」の問題など未解決の点もあり確定的なことは言えないが、長崎奉行所が教書類を入手した事実や庄五郎の棄教証文が含まれることを考慮しても、「耶蘇教叢書」は、一番崩れ時に奉行所が取調べの過程で信徒から收取した文書類の写本を含む可能性が極めて高いと現段階では考える。

第二に、浦上一番崩れの際に庄屋とその一族が長崎奉行所に提出した教書類は、彼ら村役人が奉行所の命令以前に自主的に収集していたものであったが、その意図は、それらを利用して村内のキリストンを密告するというよりも、村の「風聞」に対処し、自己を含む特定の人物を守ることにあった。

本稿であげた史料のほかにも、浦上一番崩れの取調べ書には思いのほか村の宗門状況に関する「風説」「風聞」が散見され、庄屋をはじめ村民がこれに高い関心を寄せていたことがうかがえる。本稿では高谷永左衛門が、村の「悪い風聞」を契機に特定の村民を「異宗」信仰者として訴えたこと、「村内宗門繁茂」の「風説」に対して内偵という措置を

とっていたこと、また「風聞」の立った村民に対しては、改宗証文の作成を指導していた点を指摘した。こうした彼の一連の行動は、村の「風説」「風聞」が「お上」の嫌疑と取調べを招くという予測のもとに先手をきるものであり、幕府のキリストン禁制に対して自己を含む特定人物の立場を保全する意図があったと理解される。

根拠のない「風説」「風聞」にふりまわされる永左衛門の反応はやや過敏なようにも思えるが、長崎奉行所の宗門調査が内々に再開されている点や、被検挙者が取調べで村内「異宗」の「風聞」を伝えていること、第一次検挙の際に19人の出牢を嘆願した、推定寛政2年8月付浦上村山里百姓一同の「口上書」⁽⁵⁵⁾にも「今後万々一疑鋪風聞等被為及御聞候ハヽ、村中之者とも如何様之御咎ニ茂可被為仰付候」（今後万一疑わしい風聞等があればどのような処罰を受けても構わない）などと述べてあることからすると、当該時期の「風説」「風聞」には、司法判断に一定の影響を及ぼす力があったと考えられる。そして何よりも、本稿でも指摘した幕藩権力の被疑者に対する執拗な取調べは、永左衛門の理屈と行動が、決して彼の杞憂によるものではなかったことを示していよう。

そしてこの点からさらに考察を進めるならば、上記の状況は、浦上村民の間で彼ら／自らの密かに維持する信仰が、禁制の「邪宗門」たるキリストン宗にほかならないという、明確な自覚があったからこそもたらされるものではないだろうか。永左衛門には村民の大半が「邪宗門」を信仰しているという確信があったから、「風聞」が幕藩権力にキャッチされた場合の村の危機的状況に何としても先回りして対処する必要があり、当の潜伏信徒たる村民の一部は、「風聞」が立つと棄教・改宗証文に血判し、あるいは摘発する側に早々と回り証拠集めに協力することで、同じく来るべき決定的に危機的な局面を切り抜けようとしたと考えるのである。奉行所の取調べに対して「知らぬ存ぜぬ」を貫いた被検挙者の態度や、高谷一族の不正に問題の所在を転換しようとした村民の行

為も、この自意識ゆえではなかったか。やがてそれは浦上村民の間に連綿と継承されて、慶応元年（1865）に大浦天主堂のプティジャン神父を訪問し、「同じ心」と伝える歴史的事件をもたらすであろう。

このような浦上信徒集団の明確な自意識は、他の地域の潜伏キリシタンと一線を画す、彼らの特性であったと考えられる。したがって次の課題は、彼らの間に伝えられていた「耶蘇教叢書」を分析して、その特性の歴史的由来を明らかにすることにある。

注

- (1) 浦川和三郎『切支丹の復活』前編（国書刊行会、1979年、1927年原本刊行）263－270頁。戸谷敏之『切支丹農民の經濟生活 肥前國彼杵郡浦上村山里の研究』（伊藤書店、1943年）7－35頁。片岡弥吉『かくれキリシタン—歴史と民族』（日本放送出版協会、1967年）226－231頁。同『日本キリシタン殉教史』（智書房、2010年、1979年原本刊行）377－378頁。同校注「浦上異宗徒一件」（『日本庶民生活史料集成第18卷 民間宗教』三一書房、1972年）。大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』（東京堂出版、2001年）149－150、180－205頁。
- (2) 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』（国書刊行会、1926年）。
- (3) 戸谷敏之前掲書8頁。
- (4) 大橋幸泰前掲書で取り上げられている。
- (5) シンクレティズムについては、古野清人『キリストニズムの比較研究』（三一書房、1973年）。潜伏下における浦上キリシタンの信仰について、太田淑子「宣教師の再渡来とキリスト教—幕末の浦上切支丹問題—」（『近代日本の形成と宗教問題 改訂版』（中央大学出版部、1993年）、宮崎賢太郎「日本人のキリスト教受容とその理解」（『日文研叢書17 共同研究 日本人はキリスト教をどのように受容したか』国際日本文化研究センター、1998年）、中村博武『宣教と受容—明治期キリスト教の基礎的研究』（思文閣出版、2000年）など。
- (6) 大橋幸泰前掲書。同「近世の秩序と「異宗」と「切支丹」」（『キリストン文化研究会会報』122、2003年）。

浦上一番崩れにおける長崎奉行所のキリスト教書類収取をめぐって

- (7) (注1) 前掲『日本庶民生活史料集成第18卷 民間宗教』(以下『民間宗教』) 803頁。当史料集を引用する際には、体裁を統一するため旧漢字は原則として常用漢字に、句点は読点に改めた。また片岡氏の付した読点の位置を変え、筆者清水の解釈を反映した箇所がある。
- (8) 前掲『民間宗教』805頁。
- (9) 前掲『民間宗教』806頁。
- (10) 前掲『民間宗教』806頁。長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (206)(牛嶋正次右衛門口書) でもほぼ同じ内容が述べられている。
- (11) 前掲『民間宗教』807頁。
- (12) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (80)。
- (13) 前掲『民間宗教』805頁。
- (14) 原本所持者の源左衛門ほか、久三郎、政右衛門もまた奉行所に執拗に追及されたことは言うまでもない。源左衛門の取調べは、前掲『民間宗教』802頁参照。後者二人は寛政5年11月19日付、大村家臣の福田伝六の報告書で、平戸、五島の津々浦々まで探索したが行方不明であること、同7年3月付報告書では、久三郎の五島における病死が確認されている。長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (11) および11 171-1 (98)。
- (15) 1422 – 1423頁。
- (16) 村上直次郎「ドミニカの説教について」(『キリスト研究』2、東京堂、1944年) 1 – 2頁。
- (17) Naojirô Murakami, "An Old Church Calendar in Japanese", *Monumenta Nipponica* V, No.1, Tokyo: Sophia University, 1942, p.220. 引用文は拙訳である。
- (18) 柳谷武夫「『於ら志よの翻訳』について」(『ビブリア』39, 1968年) 14 – 15頁。
- (19) 海老沢有道著・海老澤ゼミナール編『ゑびすとら』(キリスト教史学会、1994年) 555 – 556頁。
- (20) 村上直次郎前掲論文(注16)。
- (21) なお源左衛門倅の茂助が寛政6年2月24日と3月4日に取り調べを受けたが、本人は書物との関わりを否定している。前掲『民間宗教』798 –

799頁。

- (22) 水野忠通^{ただゆき}（若狭守）は、天明6（1786）年2月26日付で西の丸目付より長崎奉行に転じたが、寛政4（1792）年閏2月25日に家臣の収賄問題のため閉門処分を受けた（『通航一覧』4、国書刊行会、1913年、61頁）。同年6月6日に許され、同年7月1日付で先手弓頭に転任している。一方の永井伊織直廉^{なおかど}（筑前守）は、寛政元年閏6月12日に目付から長崎奉行となり、在任中の寛政4年閏2月6日、長崎で死去した。以上については『新長崎市史第2巻（近世編）』（長崎市、2012年）所収「長崎奉行一覧」を参照のこと。寛政年間における長崎奉行の赴任状況については、小原克紹著・森永種夫校訂『続長崎実録大成』（長崎文献社、1974年）390頁以降。
- (23) 前掲『民間宗教』803頁。
- (24) 前掲『民間宗教』763－780頁。
- (25) 前掲『民間宗教』766頁。
- (26) 高谷正蔵と同一人物であり、里郷平之宿の造酒屋で、永左衛門の一味。
- (27) 前掲『民間宗教』768頁。
- (28) 清水絃一・清水有子編著『キリスト教史学』（蒼穹出版、2002年）。
- (29) 東京大学総合図書館所蔵『耶蘇教叢書』。いわゆる藤田本である。○は本文に記されている欠字部分。読みやすさのため、適宜読点を補い、旧漢字は常用漢字に改めた。
- (30) 海老沢有道「キリスト教の誓詞の補足的ノート」（『キリスト教史学』37、1983年）および、『日本史小百科 キリスト教』（東京堂出版、1999年）214－216頁を参照。
- (31) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1（184）。
- (32) 戸谷敏之前掲書、8頁。
- (33) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1（207）（日付なし「他参留并村預人名控 浦上村吉兵衛外」）および「切支丹史料」11 171-1（205）（浦上村山里庄屋高谷官十郎の長崎奉行所宛て一札）。
- (34) 前掲『民間宗教』798頁。
- (35) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1（62）。浦上村山里庄屋高谷官十郎の長崎奉行所宛て口上書。長髪で難儀のため、「月代挾

浦上一番崩れにおける長崎奉行所のキリスト教書類取扱いをめぐって

- (鉢)」を願い出ている。村預中の刃物の使用は許されなかつたことがわかる。
- (36) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (14)。浦上村山里庄屋高谷官十郎の長崎奉行所宛て口上書。
- (37) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (214)。「延命寺より差出候帳面写」。表紙に朱筆で「卯九月廿四日代官を以差出候」との添書きがある。本紙一丁目裏に「一 此節心得違懺悔仕候而生替御祈祷加持御頼申上候、卯三月晦日夜 家野郷 庄五郎 印」とある。
- (38) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (65)。浦上村山里庄屋高谷官十郎の長崎奉行所宛て口上書。村預となつてゐる浦上村家野郷庄五郎ほか10名の「月代挾(鉢)」を願い出る内容。
- (39) 前掲『民間宗教』825頁。
- (40) 前掲『新長崎市史第2巻(近世編)』(注22)。
- (41) 前掲『民間宗教』831－832頁。
- (42) 前掲『民間宗教』825－826頁。
- (43) 前掲『民間宗教』775頁。
- (44) 前掲『民間宗教』774頁。「吉事宗」は浦上村民が用いた、キリスト教の別称を指している。
- (45) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (127)。
- (46) 寛政4年5月付、奉行所宛「乍恐口上之覚」。長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (202)。差出人は第二次被検挙者の親族。一方七太郎の親族は、七太郎は庄屋方から利用されて偽りの証言をした旨の嘆願書を提出した(大橋幸泰前掲書195－196頁)。しかし同書は庄屋側の動向に強く反発した村民側の意向が反映されているかもしれない。
- (47) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (184)。
- (48) 前掲『民間宗教』826－827頁。
- (49) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (184)。
- (50) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (207)。
- (51) 前掲『民間宗教』825頁。幸右衛門は高木菊次郎代官所・肥前国彼杵郡浦上村家野郷の者。「寛政5年10月11日村預」とある。
- (52) 前掲『民間宗教』828頁。
- (53) 前掲『民間宗教』828頁。

- (54) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (6), 同 (72), 同 (144)。
- (55) 長崎歴史文化博物館所蔵「切支丹史料」11 171-1 (7)。

[付記] 史料の閲覧と複写に際してお世話になりました、長崎歴史文化博物館と同館レファレンスの皆様に御礼申し上げます。